

モビシステム

会員向ガイドブック



1. カーシェアリングとは/モビシステム概要/特許
2. ご入会について
3. モビシステム予約方法
4. モビシステム操作方法（乗車・降車手順）
5. ご利用の際のお願い
6. もし事故が起きたら
7. 補償のご案内
補償ガイド（抜粋）
8. 会員カードの発行/紛失/再発行
9. 環境にやさしいカーシェアリング
10. エコドライブのすすめ
エコドライブの重要性（交通エコロジー・モビリティ財団HPより）
11. 貸渡約款
12. 個人情報保護方針
13. 用紙類
登録運転者申込書・事故報告書

西尾レントオール株式会社



1. カーシェアリングとは / モビシステム概要 / 特許

■ カーシェアリングとは

車を所有せず複数の会員で共同利用する仕組みで、1990年ごろスイスで始まり現在ではドイツ、イギリス、フランス、イタリアなどのヨーロッパ諸国に広く普及しています。

レンタカーとは異なり、会員制で入会金・月基本料・時間単位の貸出料金の設定などにより、「移動距離が短い」「作業量が少ない」という短時間の使用が多い方に経済的な仕組みです。

共同利用によって車の使用量が減り、駐車場不足問題の解消・交通渋滞の緩和・CO₂排出の削減など社会問題・環境問題の解決策としても期待されています。

■ モビシステムの概要

モビリティシステムはご登録いただいた会員様のみがご利用いただける、レンタカー型カーシェアリングです。

- 会員様にお渡しする当社発行のICカードを使って、無人の車両ステーション（駐車場）にて車両の貸出しを行ないます。
- ご予約は管理センターへのお電話によりお申込みいただけます。

モビシステム会員は、モビシステムを活用し、上記の社会問題・環境問題解決に向けて積極的に役割を果たそう、合わせて会員各社の経営効率化につなげていこう、という人たちの集まりです。

会員の皆様の積極的なご協力・ご支援で成り立っています。



■ 特許

現在、モビシステムは特許出願中です。

■出願番号： 特許出願2003-381466

■公開番号： 特許公開2005-148842

2. ご入会について

■ モビシステムご入会について

1. モビシステムの主旨にご賛同いただき、入会を希望される場合「モビシステム登録運転者申込書」をご記入の上ご提出ください。(ご入会に際しましては簡単な審査がございます。)
2. 法人会員様について、複数の方がモビシステム車両を使用されると思います。ご使用になれる可能性のある全ての運転者の方は「モビシステム登録運転者申込書」にご記入いただき、運転者登録をして下さい。

■ 運転者登録のない方の使用は厳禁です。

また、運転者登録をされていても資格等の理由でご使用をお断りする場合があります。

注：モビシステム入会申込書」「モビシステム登録運転者申込書」の記載事項に変更が生じた場合は、1ヶ月以内にご連絡下さい。

- ◆ ご入会には入会金が必要となります。別途料金表をご参考下さい。
- ◆ ご入会いただきました後、モビシステムご使用についての簡単な講習を受講していただきます。

西尾レントオール株式会社 御中		年 月 日	
モビシステム 登録運転者申込書			
法人会員名: _____			
登録運転者 (1)			
フリガナ	所属部署	フリガナ	所属部署
氏名	携帯電話番号	氏名	携帯電話番号
自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等		自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等	
免許証コピー貼付欄		免許証コピー貼付欄	
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします。	
登録運転者 (2)			
フリガナ	所属部署	フリガナ	所属部署
氏名	携帯電話番号	氏名	携帯電話番号
自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等		自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等	
免許証コピー貼付欄		免許証コピー貼付欄	
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします。	
登録運転者 (3)			
フリガナ	所属部署	フリガナ	所属部署
氏名	携帯電話番号	氏名	携帯電話番号
自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等		自動車運転免許書以外の保有運転免許・資格等	
免許証コピー貼付欄		免許証コピー貼付欄	
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします。	

※巻末に用紙を収録しています。追加登録を希望される場合は、コピーの上ご使用ください。



3. モビシステム予約方法

1) 予約

予約には次の項目が必要です。

- ①会員様の名称
- ②ご利用になる登録運転者名
- ③利用開始日時
- ④返却予定日時
- ⑤借り受けるステーション
- ⑥車種の指定



→ 担当営業所までお電話ください。

2) 予約の変更

- 予約日時の変更、ご使用時間の延長がございましたら、営業時間内^(※)で利用開始日時の2時間前までに当社までご連絡をお願いします。
- また、予約時の返却予定時間より遅れて返却される場合も同様に、返却予定時間の2時間前までにご連絡をお願いします。
- 次の予約が入っていない場合はご利用時間を延長いただけます。
他の会員様の予約の都合もございますので、ご協力お願い致します。



3) 予約の取消し

- 利用開始日時の前日までであれば予約の取消しが可能です。
取消しのご連絡は営業時間内^(※)をお願いします。
利用開始日時を過ぎますと課金が始まりますので、予約の取消しは利用開始時間の前をお願いします。

(※) 営業時間は営業所により異なります。
詳しくは担当営業にお尋ね下さい。

4. モビシステム操作方法

1. 乗車時

ご予約いただいた利用開始日時より乗車手続きしていただけます。



カードリーダーに会員カードをかざしてください。

受付ランプが点灯しステーション端末が開錠されます。

※通信状況によっては、カードをかざしてからステーション端末開錠まで数秒かかる場合も有りますので、開錠されるまでお待ちください。



キーボックスを開け、キーを取り出してください。



乗車前に、ご自身で運行前点検を行い車両に異常がないことをご確認の上、点検ボタンを押してご使用下さい。

[道路運送車両法第四十七条の二(日常点検)]

もし異常を発見された場合は、当社までご連絡下さい。

2. 返却

カードリーダーに鍵タグをかざしてください。

受付ランプが点灯しステーション端末が開錠されます。

※通信状況によっては、カードをかざしてからステーション端末開錠まで数秒かかる場合も有りますので、開錠されるまでお待ちください。



キーボックスを開け、鍵タグを白色の差込口に差し込んでください。



キーボックス、ステーション端末の扉を閉めて返却完了です。

◆なお、詳細については別冊の「[モビシステム取扱いのご説明](#)」をご覧ください。



5. ご利用の際のご注意とお願い

■ ご利用前

1) 駐車スペース

会員様が乗ってこられたお車を駐車される場合は、ご利用になるモビシステム車両が駐車されている場所にとめてください。



2) ご乗車の際

ご乗車の際は、日常点検を行っていただくようお願い致します。

〔道路運送車両法第四十七条の二（日常点検）〕

もし異常を発見された場合は、当社までご連絡ください。

3) 運転される方

会員カードのご利用、車の運転は当社に届けていただいております「登録運転者」に限らせていただきます。「登録運転者」以外の方はご利用いただけませんのでご注意ください。

■ ご利用中

1) 運転資格

車両によっては、自動車運転免許以外に特別教育や技能講習などの運転資格を要するものがあります。それらの資格をお持ちでない方は作業ができませんのでご了承ください。



2) 違法駐車

違法駐車は他の車両の通行の妨げになるだけでなく、交通事故を引き起こす恐れもあり大変危険ですのでおやめください。

■ ご利用後

1) 燃料

燃料は満タンの状態で貸出いたしますので、満タンにしてご返却ください。

満タンでご返却されませんと、別途燃料代をご請求申し上げますのでご了承ください。



2) 返却手続き前に

お忘れ物がないかご確認ください。

吸殻・ゴミは、キャビン内・荷台に残されないようにお願いします。

車の窓をお閉めになり、室内灯・ヘッドライト等の消灯をご確認後、返却手続きをお願い致します。

☆交通法規を遵守してご利用ください。

6. もし事故が起こったら

1) もし事故が起こったら



① 事故現場にて

- 人身事故の場合は、相手者の救護を第一に考えていただくのはもちろんのことですが、相手者（被害者）の氏名（会社名）、電話番号を確認しておいて下さい。
- 公道上での事故は、全て警察署へ事故の届け出をして下さい。
（注）人身事故の場合には、警察署へ届け出る際、「人身事故」である旨の届け出を必ず行って下さい。

② 弊社への報告

- 巻末の事故報告書（コピーしてお使い下さい）の「お客様（当事者）記入欄」に必要事項を記入していただき、弊社担当営業所へ事故の報告を行って下さい。
※事故の詳細がわからない場合は、その時点でわかっている事だけでも弊社担当営業所へ第一報として報告して下さい。 弊社への事故発生への報告が遅い場合、補償制度が適用できない事があります。

③ 報告を行ったあとに

- 事故処理をスムーズに行い早期解決の為に、後日、弊社より書類等の提出をお願いした場合は、すみやかに提出して下さいます様お願い致します。

2) 補償のご案内

① 補償制度について

お客様が弊社のレンタル機を使用して業務を遂行中、偶然な事故により第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償する制度です。

対人・対物賠償に加え機械本体の偶然な事故による損害に付いても補償する幅広い内容となっております。

（弊社の補償制度は保険会社の保険約款に基づいて運用しておりますので、免責事項等により弊社の補償制度が適用できない場合もあります。）

② 補償料について

補償制度をご利用して頂くにあたり、お客様には補償料をご負担して頂いております。（次頁参照）
お客様の「安心と安全」を第一に考えた制度ですのでご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。



7. 補償のご案内

補償ガイド（抜粋）

	補償種目	賠償責任補償		搭乗者障害補償		レンタル物件補償	
		対人補償	対物補償	搭乗者障害		破損	盗難
		適用限度額	1名限度額	1事故限度額			
自動車物件	1) ダンプ ユニック トラック ライトバン	無制限	500万円	1,000万円／1名限度額 入院日額: 15,000円 通院日額: 10,000円 事故発生より180日限度		実損害	時価額
	お客様ご負担金 (免責)		3万円			7万 ~10万円	※10万 ~30万円
高所作業車及び高所作業機械物件	2) スカイマスター	1.3億円 (内 自賠責 3,000万)	200万円	500万円／1名限度額 入院日額: 7,500円 通院日額: 5,000円 事故発生より180日 限度	(高所作業台での作業中) 死亡・後遺障害 2,000万円／台 入院日額: 3,000円 事故発生より180日 限度 通院日額: 2,000円 事故発生より180日の うち90日限度	実損害	時価額
	お客様ご負担金 (免責)		3万円			10万円	30万円

※機種によりお客様のご負担金額(免責)が異なります。詳細は、レンタルガイドランスをご覧ください。

■事故が発生し、補償制度を適用した場合の免責金額及び修理の間の休車補償については、別途請求させていただきます。

■上記の補償金額は、標準的な金額を表示しています。

(補償金額の増額については、弊社営業所担当営業までお申し付けください)

8. 会員カードの発行/紛失/再発行

1) 会員カードの発行※

ご入会時に法人・個人を問わず1会員につき1枚の会員カードを発行します。
追加で会員カードを必要とされる場合はご連絡ください。追加発行致します。

2) 会員カードの紛失・盗難・破損の場合※

会員カードを紛失、盗難、破損の場合、速やかにその旨を当社へご連絡ください。
紛失、盗難に遭ったカードが他者に利用されないように手続きいたします。

3) 鍵タグの破損・紛失の場合※

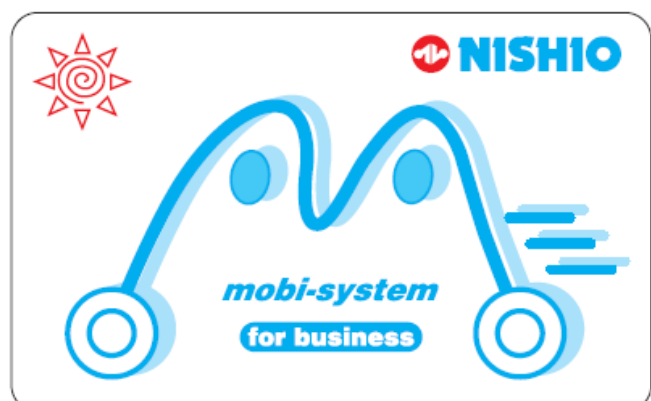
鍵タグを紛失、破損の場合、速やかにその旨を当社へご連絡ください。
鍵タグを紛失、破損した状態だと車両の返却処理ができなくなり、会員様にご迷惑をお掛けしてしまう
可能性があります。

4) 会員カード利用上の注意

会員カードは第三者に使用させることはできません。
会員カードは失くされないように保管、管理をお願いします。

ご利用の際は必ず予約時に受付させていただいた会員カードをご持参下さい。
異なる会員カードでは車両をご使用になれません。

※ 会員カードの発行や再発行、鍵タグの破損・紛失の場合は別途費用が必要です。
詳しくは担当営業までお問合せ下さい。





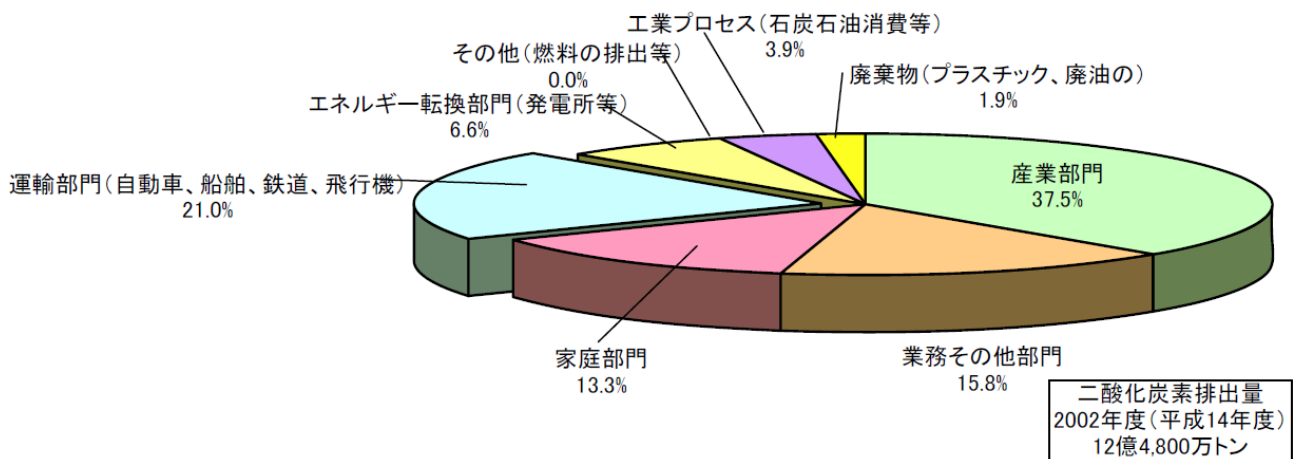
10. 環境にやさしいカーシェアリング

エコドライブ

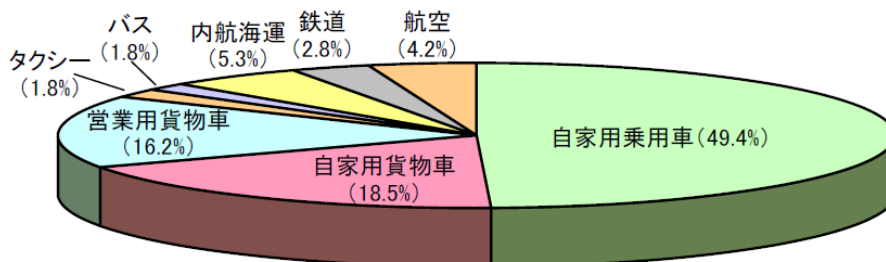
環境保全のために、自動車の排出ガスや燃料の消費量が大きな問題として注目されています。モビシステムは、これらの対策としても効果が期待されています。会員の皆様にも、環境にやさしいこのシステムをご理解いただくとともに、一層効果を上げていくために、現状の認識とエコドライブの実践をお願いします。



わが国における二酸化炭素排出量のうち運輸部門は 21.0%を占めており、そのうち 87.7%は自動車からの排出となっています(2002 年度)。



わが国の二酸化炭素排出量(部門別)2002 年度



運輸部門の二酸化炭素排出量(輸送機関別)2002 年度

アイドリングストップをはじめとする「エコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)」はドライバーのみなさまがそれぞれちょっとした努力で、燃料消費量の削減、すなわち二酸化炭素排出量の削減につながります。



交通エコロジー・モビリティ財団HPより

11. 環境にやさしいカーシェアリング – エコドライブのすすめ –

■ 10の「エコドライブ」のすすめ = 「私たちが今すぐできること、エコドライブ」

地球温暖化のおもな原因といわれているCO₂（二酸化炭素）。自動車からもガソリンや軽油などを燃焼させた時に発生します。CO₂の排出量を少しでも減らすには、自動車ユーザーのちょっとした行動も大切。省エネルギーと環境保全のために、10の「エコ・ドライブ」をおすすめします。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ① 無用なアイドリングはやめる | ⑥ 急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。 |
| ② 経済速度で走る | ⑦ マニュアル車は早めにシフトアップする |
| ③ 整備・点検をきちんとし、タイヤの空気圧を適正に | ⑧ 違法駐車はしない |
| ④ 無駄な荷物は積まない | ⑨ エアコンの使用は控えめにする |
| ⑤ 無駄な空ぶかしをやめる | ⑩ マイカーでの相乗り、公共交通機関の利用 |

(交通エコロジー・モビリティ財団HPより)

① 無用なアイドリングをやめる。(アイドリングストップ)

人待ちや荷降ろしなど駐停車するときは、エンジンのかけっぱなしをやめましょう。

乗用車では10分間のアイドリングでガソリン130ccの燃料が、大型ディーゼル車では1時間のアイドリングで最大1800ccもの燃料が無駄になります。



② 経済速度で走る。

一般道路なら時速40km程度、高速道路なら時速80km程度で走るのが経済的な走り方です。高速道路において、時速80kmから時速100kmに速度を上げて走行した場合、ディーゼル貨物車の場合では約30%燃費が悪化する例もあります。

③ 点検・整備をきちんとし、タイヤの空気圧を適正にする。

点検・整備を適切な間隔で実施することは、良好な燃費状態の維持、窒素酸化物等の排出ガスの抑制につながります。また、適正なタイヤ空気圧より0.5気圧少ない状態で50km走ると、乗用車でガソリン150ccが無駄になります。

④ 無駄な荷物は積まない。

車のエンジンは荷物の重さに敏感です。10kgの不要な荷物を乗せて50km走ると乗用車でガソリン15ccの燃料が無駄になります。





⑤ 無駄な空ぶかしをやめる。

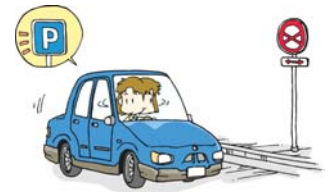
10 回の空ぶかしは乗用車でガソリン 60cc の燃料が、大型ディーゼル車の場合では、100～170cc の燃料が無駄になります。

⑥ 急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。

乗用車では、急発進を 10 回繰り返すとガソリン 170cc、急加速を 10 回繰り返すとガソリン 110cc が無駄になります。ディーゼル車では、急発進はなめらかな発進・加速の場合に比べて、燃料が約 15%無駄になります。

⑦ マニュアル車は早めにシフトアップする。

エンジンを高速回転で使うほど二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が増大します。アクセルをいっぱい踏み込んで低速ギアで引っ張る運転は避けて、早めにシフトアップすることが大切です。



⑧ 渋滞などをまねくことから、違法駐車はしない。

違法駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。

平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、燃費は約 40～50%悪化するとされています。

⑨ エアコンの使用は控えめにする。

エアコン使用時はエンジンの回転数が高くなるため、結果として燃料の使用量が増加します。まめに適切な温度に調節することが重要です。

⑩ マイカーでは、相乗りに努め、公共交通機関が利用可能な場合には、極力これを利用する。

交通機関が一人の人を 1km 運ぶ際に排出する二酸化炭素量は、鉄道を 1 とすると、自家用乗用車は 9.5、路線バスは 4 であり、自動車利用者が可能な限りバスや電車の公共交通機関を利用することが地球環境に配慮した交通マナーです。

1 2. 貸渡約款

第1章 総 則

第 1 条（約款の適用）

- 1 西尾レントオール株式会社（以下「当社」という）は、この貸渡約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（以下「会員」という。）に貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 会 員

第 2 条（会 員）

- 1 会員とは、この約款に基づいて入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。
- 2 会員は、入会申込手続きを行った地点でこの約款の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 会員は、レンタカーの利用状況等を含めたデータを、当社がこのカーシェアリングの事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、会員の個人情報に関わることは本約款並びに当社の個人情報保護方針に則って管理し、一切公表することはありません。

第 3 条（入会の承認）

- 1 当社は、別途定める方法にて入会申込を受け、必要な審査・手続き等を行います。
- 2 当社は、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）2（7）に基づき貸渡簿（貸渡原票）に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に運転者の運転免許証の提示を求めます。尚、当社は会員の個人情報に関わることは本約款並びに当社の個人情報保護方針に則って管理し、一切公表することはありません。
- 3 法人が会員となろうとするときは、レンタカーの運転を行う者（以下「登録運転者」という）を特定して入会を申し込むものとします。
- 4 入会申込をなす法人の場合、本条第2項の「会員」を「登録運転者」と読み替えます。
- 5 当社は、登録運転者として承認する者を特定して、法人の入会を承認するものとします。登録運転者は複数名登録できます。

第 4 条（入会の不承認）

当社は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (3) 当社が会員として不適格と判断したとき。

第 5 条（会員数）

当社はレンタカーの台数上、会員数が十分な人数に達したと判断した場合には、予告なく募集を締め切る場合があります。

第 6 条（ICカード）

- 1 当社は会員に対して、レンタカーの利用に必要なICカード（以下「ICカード」という）を貸与します。
- 2 ICカードを貸与する際、会員は当社に、別に定める金額の保証金を預け入れるものとします。

第 7 条（ICカードの管理義務）

- 1 会員は、当社から貸与を受けたICカードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。
- 2 会員は、ICカードを第三者に使用させることはできません。
- 3 ICカードの複製は、これを禁止します。

第 8 条（ICカードの紛失・盗難等）

- 1 ICカードの紛失、盗難、滅失又は毀損の場合、会員は速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。

- 2 前項の場合、不可抗力の場合も含め、会員は、ICカードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。

第9条（退会手続）

会員が退会する場合には、当社へ届け出るとともに、ICカードを当社へ返却するものとします。また当該時点において発生している、第22条の貸渡料金及びその他当社に対して会員が負担する債務（以下、「利用料金」という）は第3章に基づきなされるものとします。保証金は退会時に当社より会員へ返金するものとします。

第10条（当社による会員資格の取消）

- 1 前条の他、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく、会員資格を取り消すとともにICカードの返却を請求することができるものとします。
 - (1) 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 利用料金の支払を遅滞、又は拒否したとき。
 - (3) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられたとき。
 - (4) 会員に対する破産の申立があったとき、または会員が支払停止状態になったとき。
 - (5) 第26条3項に違反して、滅失、毀損の届出をしなかったとき。
- 2 前条第1項及び同条第1項各号により会員資格を取り消された者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金の一切を一括して弁済するものとします。また、保証金の返金も当社に対して請求できないものとします。

第3章 貸渡契約

第11条（予約）

- 1 会員は、レンタカーを借りるに当たって、この約款及び別に定める料金表に同意の上、別に定める方法により、あらかじめ開始日時、返却日時、所定のレンタカー保管場所（以下「車両ステーション」という。）のうち借受希望場所及び返却場所、その他借受条件（以下「借受条件」という）を連絡して予約の申込を行うものとします。
- 2 レンタカーの予約は、当社の営業時間内とします。
- 3 当社は、会員から予約の申込があったときは、原則として他の予約状況等を勘案し、可能な範囲内でこの予約に応じるものとします。
- 4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条（貸渡）

- 1 レンタカーの貸渡契約は、第11条の予約に基づきレンタカーを使用する都度、車両ステーションにおいて、会員自らがICカードにより利用開始手続を行うことによって成立するものとします。
- 2 会員は当社が配布する「会員向ガイドブック」等の内容を熟知の上、レンタカーの使用を行うものとします。

第13条（決済手段）

- 1 会員は利用代金を会員と当社において定めた方法により支払うものとします。
- 2 当社は前項の手段により決済できないときには、現金による支払を請求することができるものとします。

第14条（決済）

- 1 当社は別途定める方法に従い、当該期間に発生した利用代金を締め、これを集計します。
- 2 当社は前項に基づき算出された金額及びこれに係る消費税相当額等を各会員と別途定めた決済手段にて請求するものとします。
- 3 会員は当社と別途定めた支払条件に従い、利用代金を支払うものとします。
- 4 会員がクレジットカードを決済手段として当社と定めた場合において、会員とクレジットカード会社の間において利用料金の支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 クレジットカードを決済手段として当社と定めた会員において、クレジットカード会社の規定により、当社が利用代金を会員の決済カード会社に請求できない場合、会員は利用料金及び付随費用を直接当社に支払うものとします。

第15条（貸渡の解除）

- 1 当社は、会員が貸渡期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
 - (1) 会員がこの約款に違反したとき。

- (2) 会員の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
 - (3) 会員が第19条各号を保証しないあるいはできないとき。
- 2 会員は、レンタカーが、会員が借り受ける前の瑕疵により使用不能となった場合には、貸渡を解除することができるものとします。

第16条（不可抗力事由による貸渡の中途終了）

- 1 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡は終了するものとします。
- 2 会員は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第17条（使用不能による精算）

- 1 会員は、借受中において事故・盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、当社への連絡時刻をもって利用終了とします。
- 2 会員の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡を終了したものとします。
- 3 前各項により貸渡を終了したときは、会員は別に定める料金を当社に支払うこととします。

第18条（借受条件の変更）

- 1 貸渡契約の成立後、第11条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第19条（貸渡条件）

会員は、借り受けに際して以下の事項を、当社に対し保証するものとします。

- (1) レンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していること。
- (2) 酒気を帯びてないこと。
- (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4) 予約に際して定めた運転者（会員）以外の者に運転させないこと。
- (5) 6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。
- (6) 交通法規を遵守してレンタカーを運転すること。
- (7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第42条1項に掲げる事項に該当する行為がないこと。

第4章 貸渡自動車

第20条（開始日時等）

当社は、第11条第1項で明示された開始日時及び借受場所で、第24条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第21条（貸渡方法等）

- 1 当社は、会員が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

第5章 貸渡料金

第22条（貸渡料金）

- 1 当社が受領する貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとします。
 - (1) 基本料金
 - (2) 特別装備料
 - (3) 燃料代
 - (4) その他の料金
- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長）に届け出て実施している料金によるものとします。
- 3 貸渡料金は、会員がレンタカーを借り受けしていた利用時間と走行距離を基に算出されます。

- 4 利用時間は、貸渡時刻と返却時刻の差をもって算出します。走行距離は貸渡時と返却時のオドメーターの差をもって算出します。
- 5 レンタカー借り受け・返却の際に、ICカードで利用開始受け付け・利用終了受付を行わなかったときの利用時間は、別に定めるところにより算出します。
- 6 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。

第23条（貸渡料金改定に伴う処置）

前条の貸渡料金を第11条による予約した後に改定したときは、前条第1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第6章 責 任

第24条（定期点検整備）

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第25条（日常点検整備）

会員は、借受け期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第26条（会員の管理責任）

- 1 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 前項の管理責任は、レンタカーの貸し渡し手続きが完了したときに始まり、返還手続きを完了したときに終わるものとします。
- 3 会員は、第1項の注意義務を怠り、レンタカーを滅失、毀損した場合、ただちに当社に報告しなければなりません。

第27条（禁止行為）

会員は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、又は他に担保に供する等当社の権利侵害、又は事業の障害となる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

第28条（貸渡証に関する確認）

会員は、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員から貸渡証提示の請求があったときは、当社に以下の項目について確認を求めるとします。

- ア. 借受人の氏名又は名称及び住所。
- イ. 運転者の氏名、住所、運転免許証の種類及び運転免許証の番号。
- ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号。
- エ. 貸渡日及び時間。
- オ. 貸渡事務所（ステーション）、返還事務所（ステーション）。

第29条（運転者の労務供給の拒否）

会員は、自動車の借受に付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けるとはできないこととします。

第30条（賠償責任）

- 1 会員は、その責に帰する事故によりレンタカーに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として別に定める基準に従い、損害賠償金を支払うものとします。当社は、この額を料金表に明示します。
- 2 前項に定めるほか、会員は、レンタカーを使用して第三者及び当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

第31条（駐車違反の場合の措置など）

- 1 会員が貸渡期間中に借受車両に関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、会員は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレッカー移動、補完等の諸費用を負担するものとしま

- す。
- 2 警察から当社に対し駐車違反について連絡があった場合において、会員が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、レンタカーの返還を拒否できるものとします。
 - 3 前項の場合において、当社が返還を受けるまでの間については別に貸渡料金を申し受けます。
 - 4 本件違反を含め犯罪等に関係して管轄する公機関からの法令等による会員の個人情報を提供することに同意するものとします。

第7章 事故・盗難時の措置等

第32条（事故処理）

- 1 会員は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況を当社に連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理は、当社において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
- 2 会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当社は、会員のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第33条（盗 難）

会員は、借受中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告すること。
- (3) 盗難に関し当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第34条（補 償）

- 1 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、会員が負担した第30条第2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。
 - (1)対人補償 乗用車・ワゴン・トラック・バン 1名につき 無制限
特装車（高所作業車・散水車他）1名につき 10,000万円
(自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)
 - (2)対物補償 乗用車・ワゴン・トラック・バン 1事故につき 500万円
(免責金額 3万円)
特装車（高所作業車・散水車他）1事故につき 200万円
(免責金額 3万円)
 - (3)搭乗者補償 乗用車・ワゴン・トラック・バン 1名につき 1,000万円
特装車（高所作業車・散水車他）1名につき 500万円
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金額を超える損害については、会員の負担とします。
- 4 当社が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

第35条（故障時の措置等）

- 1 会員は、借受中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 2 会員は、レンタカーの異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、会員は、当社への連絡時刻をもって利用終了したものとし、利用時間に相当する料金を支払うものとします。
- 3 当社は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、利用料を請求しないものとします。

- 4 会員は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害については、当社の帰責事由の有無を問わず、その賠償を請求できないものとします。

第36条（不可抗力事由による免責）

- 1 当社は、天災・事故・盗難・その他の不可抗力の事由により、会員が借受時間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。会員は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 2 会員は、天災・事故・盗難・他の会員による返却の遅れ・その他の不可抗力により、当社がレンタカーの貸渡ができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、口頭及び電話にて直ちに会員に通知するものとします。

第8章 取消し、払戻し等

第37条（予約の取消し等）

- 1 会員は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
- 2 会員が予約取消をせず、予約した借受開始時刻を超過してもレンタカーの利用が開始されない場合は、予約利用時間分の請求をします。途中で予約取消の連絡があった場合は、利用終了の手続きが終わった時間分までの料金を請求いたします。

第38条（相殺）

当社は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第9章 返 還

第39条（レンタカーの確認等）

- 1 会員は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、借り受けた状態で返却するものとし、レンタカーの損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由による場合、レンタカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。
- 2 会員は、レンタカーの返却にあたって、レンタカー内に会員又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

第40条（レンタカーの返還時期等）

- 1 会員は、レンタカーを予約時に明示した返還日時までに返還するものとします。
- 2 会員は、予約時の返還日時を超過したときには、別に定める超過料金を支払うものとします。
- 3 会員は、予約利用終了時間を過ぎても返却しない場合、別に定めるところにより延長料金を含めた金額を当社に支払うものとします。

第41条（レンタカーの返還場所等）

- 1 レンタカーの返還は、借受時の車両ステーションにおいて、会員自らがレンタカーのICカードによる施錠と利用終了手続きを行うことにより完了するものとします。
- 2 会員が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 会員は、予約時取り決めた車両ステーション以外での返却はできません。会員は、借り受けた車両ステーションに返却するまでに課金されていることを予め理解していることとし、予約利用時間を越える利用になった場合は、別に定める延長料金を支払うこととします。但し、予約利用終了時間前に延長利用手続きをした場合は、この限りではありません。

第42条（レンタカーが不返還となった場合の処置）

- 1 当社は、貸渡期間満了のときから12時間を経過しても会員がレンタカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員が所在不明等の理由により不返還になったものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会への不返還被害報告をする等の措置をとるものとします。
- 2 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
- 3 第1項に該当することになった場合、会員は第30条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

第43条（信用情報の登録と利用の合意）

会員は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都

道府県レンタカー協会とその会員事業者を利用されることに同意するものとします。

第10章 雑 則

第44条（個人情報の利用目的と個人情報の登録及び利用の同意）

- 1 当社が、借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡簿を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 会員に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - (3) 会員の本人確認及び審査をするため。
 - (4) レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、会員にご案内するため。
 - (5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、会員にアンケート調査を実施するため。
 - (6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
- 3 会員は、第42条第1項又は第45条第2項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報が社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各道府県レンタカー協会とその会員事業者を利用されることに同意するものとします。

第45条（当社が駐車違反金を納付した場合の処置）

- 1 会員が、所定の期間内に駐車違反に係わる反則金を納付せず、又は諸費用の支払いをしない場合において、当社がこれらの放置違反金又は諸費用を負担したときは、会員は当社に対しこれらの費用を賠償する責任を負い、当社の指定する支払方法、指定期日までに支払うものとし、期日までに支払われない時、当社は法的手続きにより賠償を求めることができるものとします。
- 2 前項の場合において、その後も当社の定める期間内に前項の費用の支払いがなかったときは、当社は（社）全国レンタカー協会に対し、駐車違反関係費用未払の報告をする等の措置をとるものとします。

第46条（消費税）

会員は、この約款に基づく利用代金に課せられる消費税（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとします。

第47条（遅延利息）

- 1 会員は、利用代金を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延利息として、利用代金と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第48条（契約の細則）

- 1 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとします。
- 2 当社が細則を定めたときは、当社及びレンタカーの車内等に掲示するものとします。またこれを変更した場合も同様とします。

第49条（法人会員の責任）

- 1 法人会員は、レンタカーの借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人会員の行為とみなすことをあらかじめ承諾しているものとします。
- 2 法人会員は、登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責めに任ずることを承認しているものとします。
- 3 法人会員は、本約款上の会員としての義務をすべて負うものとします。

第50条（法人会員における登録運転者の義務）

- 1 登録運転者は、法人会員と共に第19条、第25条、第27条の定めを遵守するものとします。
- 2 登録運転者は、自己の行為により生じる損害賠償義務について、法人会員と連帯してその責めに任ずるものとします。

第51条（管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本社、支店又は営業所・事業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則 本約款は、平成18年10月1日から施行します。



13. 個人情報保護方針

- 会員の皆様からご提出いただきました書類等の中に含まれる「個人情報」に関しましては、当社が制定しています「個人情報保護方針」に基づき保護に努めますので、ご安心ください。
ご参考までに当社の「個人情報保護方針」を掲載いたします。以下の通りです。

個人情報保護方針

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

記

1. 当社は、適法且つ公正な手段によって、個人情報を取得します。
2. 当社は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りに於いて利用します。
また、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者に対して厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。
3. 当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
4. 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理するとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため、セキュリティ管理計画（セキュリティポリシー）を立案し、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
5. 当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、所定の期間、範囲内で速やかに対応します。
6. 当社は、「個人情報保護管理者」を任命し、個人情報の適正な管理を実施致します。
また、役員及び従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。
7. 当社は、本方針を実行するため、個人情報保護規程を策定し、これを当社役員・従業員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善致します。

以上

平成 17 年 3 月 28 日制定

西尾レントオール株式会社
代表取締役社長 西尾 公志

モビシステム 登録運転者申込書

法人会員名： _____

登録運転者（1）

フリガナ		所属部署	
氏名		携帯電話番号	
自動車運転免許以外の保有運転免許・資格等			
免許証コピー貼付欄			
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします	

登録運転者（2）

フリガナ		所属部署	
氏名		携帯電話番号	
自動車運転免許以外の保有運転免許・資格等			
免許証コピー貼付欄			
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします	

登録運転者（3）

フリガナ		所属部署	
氏名		携帯電話番号	
自動車運転免許以外の保有運転免許・資格等			
免許証コピー貼付欄			
表		裏	
		裏に記載事項等がない場合も貼付お願いします	

